

中央卸売市場（南港市場）発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和8年度大阪市中央卸売市場南港市場枝肉衛生管理業務委託	13-26:その他	大阪市食肉市場(株)	10,485,499	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
2	令和8年度大阪市中央卸売市場南港市場と畜解体処理設備保守点検業務委託	01-02:機械設備等保守点検	花木工業(株)大阪支店	14,135,000	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
3	令和8年度大阪市中央卸売市場南港市場と畜解体設備試運転業務委託	01-02:機械設備等保守点検	花木工業(株)大阪支店	132,330,000	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
4	令和8年度大阪市中央卸売市場南港市場牛内臓処理等業務委託	13-26:その他	大阪南港臓器(株)	16,115,000	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
5	令和8年度大阪市中央卸売市場南港市場大動物棟ほか3棟エレベータ設備保守点検業務委託	01-02:機械設備等保守点検	東芝エレベータ(株)関西支社	4,730,000	令和8年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
6	大阪市中央卸売市場南港市場施設整備工事ー2第8次設計変更設計業務委託	300:建築設計・監理	(株)大建設計	23,540,000	令和8年6月30日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
7	令和8年度大阪市中央卸売市場南港市場食品安全マネジメントシステム規格認証(FSSC22000) 及び輸出認定取得に係るコンサルティング業務委託	13-31:各種施策研究・調査	フーズアーキテクト(株)	2,772,000	令和8年6月30日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度大阪市中心卸売市場南港市場枝肉衛生管理業務委託

2 契約の相手方

大阪市食肉市場株式会社

3 随意契約理由

当市場においては、食用に供する目的で獣畜のと畜解体を行う施設として食肉処理場(と畜場)を併設(本市設置)しており、本市職員が食肉処理業務を行い、生体から生産された枝肉及び畜産副生物(原皮・四肢・頭・内臓・骨等)を各関係事業者へ引き渡している。また、と畜場法及び関連法令において規定されている、と畜場の設置者又は管理者が講じるべき衛生管理や汚物処理など公衆衛生上必要な措置についても当該食肉処理施設の設置者・管理者の責務として十分な公衆衛生対策を講じているところである。

と畜解体処理の作業工程上、獣毛や消化器官内容物等による枝肉の汚染が生じることがあるが、と畜場法及び関連法令に基づき、汚染部位を完全に除去し、食用に供するために食品衛生上の危害の発生を防止しなくてはならない。本来は食肉処理業務を行っている本市が枝肉の汚染部位の除去等対処し枝肉の衛生管理を行うべきではあるが、除去作業時に枝肉の商品部位に傷を付けてしまったり商品としての枝肉の形状を変形させたりする恐れがある。枝肉の商品部位に傷をつけずかつ商品価値及び衛生的管理を維持しつつ除去作業を行うことは極めて困難である。衛生的管理が確実に行われ商品価値が高く安全な食肉を提供し、市民のニーズに応えコンプライアンスを遵守することは食肉処理業務を行っている本市の責務である。

枝肉の汚染部位を確実に除去し、大阪市食肉衛生検査所所属のと畜検査員による外部検証の指摘(HACCPに基づいた衛生管理の一つで枝肉の汚染部位を排除すること。)を受けず衛生的に管理できかつ枝肉の商品価値を低下させず作業を行うには、責任の所在を明確にする上でも当市場の卸売業者である大阪市食肉市場株式会社以外に存在しないことから、当該業者と委託契約を行い、安全・安心な食肉供給という食肉処理場の設置者及び食肉処理業務の責務を果たすものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場 業務管理グループ(電話番号 06-6675-2026)

随意契約理由書

1 案件名称

令和 8 年度大阪市中央卸売市場南港市場と畜解体処理設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

花木工業株式会社大阪支店

3 随意契約理由

本委託は、南港市場の基幹設備であると畜解体処理設備（大動物解体処理設備、小動物解体処理設備、病畜と室機械設備、特と室機械設備、トロリー搬送設備等）の保守点検及び緊急時の故障対応を行うものである。

当該設備については、建設時より、すべて六星工業（株）が施工しており、本委託の実施に際しては、同社の知識及び技術力を活用して実施することが不可欠であるが、同社は、当該設備にかかる業務を花木工業（株）に移管し、平成 18 年 3 月 に撤退している。

花木工業（株）は、食肉処理機械プラントの設計・製作・施工・保守管理における業界最大手であり、専門の知識及び技術力並びに緊急時の連絡出動体制を終日執っている関西で唯一の業者である。また、制御システム及び現場実状についても熟知しており、同社でなければ、整備技術面での対応は不可能であり、点検後の性能・作動状態・安全性（製造物責任）に対して保証することが出来ない。

したがって、本委託の履行に対して一貫して責任を持たせることができる業者は、花木工業（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場 設備グループ（電話番号 06-6675-2015）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度大阪市中心卸売市場南港市場と畜解体設備試運転業務委託

2 契約の相手方

花木工業株式会社大阪支店

3 随意契約理由

本委託は、南港市場大動物棟及び小動物棟に設置されていると畜解体設備の試運転業務を行うものである。

本委託の対象設備であると畜解体設備は、係留所から出荷ラインまで、と畜ライン、解体ライン、検査ライン、冷却保存ライン、出荷ラインなどがあり、それらはトロリー、コンベア等で接続されている。またそのライン上には、昇降作業台、洗浄装置、消毒装置、カット機械、ボイル装置など、数々の特殊な機械設備が接続されており、非常に専門性の高い設備である。

本委託は、これらのと畜解体設備を本使用するまでの間、定期的な運転を行い、設備を良好な状態に保つための注油や張力調整、増し締めなどの機器調整を行うもので、各機器の構造や仕組みはもとより設計思想を理解していなければ、適切な機器調整を行うことは不可能である。もしそれらの調整を適切に行うことが出来なければ、各機器の当初の機能を維持することが出来ず、枝肉や加工品の品質、仕上がりが低下する可能性や、機器の寿命にも影響を及ぼす可能性がある。

大動物棟及び小動物棟のと畜解体設備は、花木工業（株）が施工した設備である。設備の製造元は米国ジャービス社であり、花木工業（株）は、米国ジャービス社の関西地区唯一の代理店であり、同社のみの取扱いとなっていることから、設備の設計思想や構造や仕組み等を理解している唯一の業者であるため、業務を実施するにあたっては同社の知識及び技術力を活用することが不可欠である。

また、仮に他の業者が本業務を実施し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものか原因の特定が困難になり、責任の所在が不明確となるため、同社でなければ、試運転後の性能・作動状態・安全性に対し保証することが出来ない。

さらに、現在、大動物棟及び小動物棟のと畜解体設備の改修工事を花木工業（株）が実施しており、改修工事場所と本委託作業場所は重なる場合が多く、輻輳することになるため、各々の安全管理や災害防止の点でも、同一業者が実施する必要がある。以上のことから、本委託に対して一貫して責任を持ち、業務を実施することができるのは上記業者のみであるため、上記理由により随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場 設備グループ（電話番号 06-6675-2015）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度大阪市中央卸売市場南港市場牛内臓処理等業務委託

2 契約の相手方

大阪南港臓器株式会社

3 随意契約理由

南港市場においては、食用に供する目的で獣畜のと畜解体を行う施設として食肉処理場（と畜場）を併設（本市設置）しており、本市職員が食肉処理業務を行い、生体から生産された枝肉及び畜産副生物（原皮・内臓・脂肪等）を各関係事業者に引き渡している。また、と畜場法及び関連法令において規定されている、と畜場の設置者又は管理者が講じるべき衛生管理や汚物処理など公衆衛生上必要な措置についても当該食肉処理施設の設置者・管理者の責務として十分な公衆衛生対策を講じているところである。

そのような中、BSE（牛海綿状脳症）の発生を機に、と畜場法及び関連法令で義務付けられた特定危険部位の完全除去等について、本来は食肉処理施設の設置者・管理者である本市が食肉処理場内において対処し衛生管理の徹底を図るべきであるが、特定危険部位である回腸遠位部及び頭部（ほほ肉、舌を除く）の完全除去及び回収保管を実施するには、施設の構造上、と畜解体により摘出された牛内臓は全て内臓加工業者のもとに送られる仕組みとなっていることから、牛内臓を引渡し後の内臓加工作業の際に合わせて実施する以外に作業方法が無く、除去場所からの回収保管業務についても、確実な処分にかかる管理責任体制の徹底や業務の効率化を図る観点から、除去作業との一元的処理が必要不可欠であるため、特定部位の完全除去及び回収保管にかかる業務を、現在唯一の牛内臓加工業を行っている大阪南港臓器株式会社と委託契約を行い、安全・安心な食肉供給という食肉市場の役割や使命を果たすものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場 業務管理グループ（電話番号 06-6675-2026）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度大阪市中央卸売市場南港市場大動物棟ほか3棟エレベータ設備保守点検業務委託

2 契約の相手方

東芝エレベータ株式会社

3 随意契約理由

本業務委託は、南港市場の大動物棟ほか3棟に設置されたエレベータ設備の保守点検を行うものであり、エレベータは常に安全かつ安心な状態を保つこと、故障あるいは災害時には迅速に修理及び復旧することが要求される。

東芝エレベータ株式会社は、南港市場の大動物棟ほか3棟のエレベータ設備を施工した業者であることから、当該設備の電子化された制御系システム並びに高い安全性を確保するための調整方法等の同社しか知りえない保守管理におけるノウハウを有しており、本業務委託を実施することができる唯一の業者である。

以上の理由から、本業務委託について東芝エレベータ株式会社を特名とし、随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場 設備グループ（電話番号 06-6675-2015）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中心卸売市場南港市場施設整備工事－2 第8次設計変更設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社大建設計

3 随意契約理由

本業務は、「大阪市中心卸売市場南港市場施設整備工事－2」の施工図作成時の仕様等の確認において発生した仕様の変更等に伴う官庁関係協議並びに図面作成・修正および積算等を行うものであり、「大阪市中心卸売市場 南港市場施設整備実施設計業務委託（以降、当初設計という。）」の設計図面を修正 して業務を行う必要がある。

設計業務については、委託業務の完了日以降も引き続いて、設計者としての瑕疵責任を負うことから、成果物である設計図書に変更や修正を加える場合は、その責任の所在を明確にする必要がある。

当初設計の受注者である株式会社大建設計に委託することにより責任の所在が明確となるとともに、設計内容を熟知しているため、迅速かつ効率的な業務を行うことができる。

上記の理由により、当初設計を行った株式会社大建設計と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中心卸売市場南港市場 業務管理グループ（電話番号 06-6675-2017）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 8 年度大阪市中央卸売市場南港市場食品安全マネジメントシステム規格認証(FSSC22000)及び輸出認定取得に係るコンサルティング業務委託

2 契約の相手方

フーズアーキテクト株式会社

3 随意契約理由

南港市場では将来戦略プランに基づき、新設される食肉処理場・大動物棟でと畜解体・加工された牛肉の輸出（米国等）を計画しており、輸出事業を円滑に遂行し、さらに輸出先に対して国際的に通用する食品安全水準を客観的に示すために FSSC22000 の取得を計画している。

FSSC22000 とは基本的な食品の取り扱いの指針に留まらず、使用設備・物品の適合性の検証、食品加工業者の習熟度、部外者によるものを含む意図的な異物混入や偽装の防止策、製品回収等の緊急対応プロトコルの策定と訓練といった多面的な食品安全管理システムの規格であるが、令和 7 年度にと畜場における FSSC22000 導入支援実績や食肉輸出事業の運用支援能力の有無を要件として競争入札を実施した結果、応札したのは当該事業者のみであったため、同者に業務委託した。委託の結果、当該事業者は当市場の事業形態（工程・施設計画等）を踏まえ、FSSC22000 及び輸出認定取得に必要な多数の資料の様式等の提供及び作成の指導を実施し、本市はこれに従い令和 7 年度末時点で必要資料の作成を約半数程度まで進捗させている。

ここで別事業者に変更した場合、令和 7 年度末までに実施した FSSC22000 及び輸出認定における要求事項への対応状況の評価、非対応事項への対処方法の調査及び検討をあらためて実施する必要があり、これらを踏まえた必要資料の作成及び反映等に多大な事務作業が発生するため、令和 9 年 6 月の新と場開設までに必要な資料を作成するにあたり重大な遅延が生じるおそれが高い。また文書体系の変更に伴う様式等の変更があった場合、これまで設計された資料間の整合性が損なわれ、資料群の構成が崩壊し、FSSC22000 及び輸出認定の申請・審査における不備を招くリスクがあるため、本件の連続性を維持し、事業者の変更によって発生しうるトラブルを回避し、不要な手戻りやコスト抑制の観点から前年度受注者による継続的なコンサルティングを受けることが重要である。

以上より、FSSC 認証取得・運用及び輸出事業の遂行には FSSC22000 の基礎となる HACCP や

ISO22000 といった専門知識に精通していること、FSSC22000 特有の基準を熟知し、各国への輸出事業の支援を可能にするだけの輸出要綱及び査察対応等への深い理解があること、さらには、継続的なコンサルティングが受けられること、これらを確実に遂行できる事業者は当該事業者のみであるため、当該事業者を契約相手方として随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場 業務管理グループ（電話番号 06-6675-2026）